

預かり保育料が令和5年4月から 【現物給付】へ変わります！



○預かり保育料 償還払い（～R4年度）⇒現物給付（R5年度～）

保育の必要性のある3歳児（満3歳児は市民税非課税世帯が対象）から5歳児クラスまでの子どもの預かり保育利用料が月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）まで無償となります。利用日数に応じて上限額は変動します（上限額＝1日あたり450円×利用日数）。

- 保育の必要性：両親に月64時間以上の就労や、疾病、介護などの理由があること。（事前に認定の申請が必要となります。）
- 預かり保育料を施設が保護者に代わって市へ請求する【現物給付】です。
- 保育の必要性以外の目的で預かり保育を利用した場合は、無償化の対象外です。

※園の定める預かり保育料が【450円×利用日数又は11,300円】を超える場合には、**差額分を園にお支払いいただく必要があります。**

○保育料 幼児教育・保育の無償化（R1.10～）

満3歳から5歳児クラスまでの子どもの保育料が、
月額25,700円まで無料となります。



- 実費徴収されている費用（通園送迎費、施設管理費、給食費、行事費等）は、無償化の対象外となり、保護者負担となります。
- 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもを対象に、副食代（おかず等）の補助があります。補助対象の世帯で、市外からの転入の場合は課税書類の提出をお願いしています（すべての所得と控除が記載されている証明書等）。
- 入園初年度に限り、月額保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無料となります。

書類提出のお願い

【全ての保護者様】

施設等利用給付認定が必要です。チラシと一緒に配布された「施設等利用給付認定申請書」に記入して、幼稚園に提出してください。

【預かり保育の無償化を希望する保護者様】

上記の「施設等利用給付認定申請書」のほか、「**就労報告書兼証明書**」等を添付して、幼稚園に提出してください。



お問合せ：足利市保育課（0284-20-2138）